

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

農林畜産食品部プレスリリース (2017年12月22日12時53分付け) 全羅北道の家きん関連施設や全国ダソル系列所属の農場・会社において一時移動停止

—本日(12月22日)14時から24時間の間、移動停止し一斉消毒を実施—

出典 URL:

http://www.mafra.go.kr/list.jsp?&newsid=155450128§ion_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2017&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N

(機械翻訳等に基づく仮訳)

- 農林畜産食品部(長官:キムヨンロク)は、12月22日、全羅北道井邑市の肉用あひる農場でH5型AIが確認されたことにより、
 - 全羅北道と全国のダソル系列の家きん肉、関連者、車両、物品等を対象に、12.22(金)14時から12.23(土)14時までの24時間の間、一時移動停止(Standstill)命令を発令。
 - 一時移動停止の対象は、国の動物防疫統合システム(KAHIS)に登録された約12,000か所※である。
 - ※ 全北:家きん農場(6,421か所)、家きん類と畜場(13)、飼料工場(23)、車両(5,523台)
 - ※ ダソル系:家きん農場(235か所:全南167、全北60、慶南6、光州1、忠北1)、家きん類と畜場(1:全南)、車両71台などの移動を停止。
- 移動停止期間中、中央合同調査班を構成(10班、20人)し、農家と畜産関連施設において適正に履行されているかを確認して、違反摘発の際、関連法令に基づいて過料賦課など強力措置する計画。
 - ※ 一時移動停止命令に違反した場合には、「家畜伝染病予防法」第57条の規定により、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金を受ける
- 今回発生した全羅北道井邑市の肉用あひる農場は、12月20日に全羅南道靈岩郡で発生した肉用あひる農場の関連ダソル系列一斉検査の過程でH5亜型AIが確認された。
- 今回の一時移動停止措置は、家畜防疫審議会の書面による審議の結果をもとに、AI拡散防止のために、発生地域である全羅北道と全国ダソル系所属農場を対象とした。

- ダソル系列所属の農場関係者には、12月20日の一時移動停止（12月20日14時から24時間）に続いて、追加の一時移動停止措置を実施した。
- 農食品部は、AI発生系列事業者であるダソル系列所属農場に対して、現在進行中のAI検査を迅速に完了し、
 - 政府合同調査班を通じて、系列事業者と所属農場などについて防疫上の注意遵守を確認し、違反摘発時には制裁措置をとる予定。
 - また、発生系列事業所属の農場がと畜場へ出荷後、と畜場で実施している検査率を大幅に強化（と畜場出荷農場数の10%→30%）していると明らかにした。
- 農食品部は、一時移動停止命令の円滑な実施のため、対象農家と畜産関係者にテキストメッセージを送付し、公告を掲載する一方で、生産者団体や農協などの独自の連絡網を介して発令を伝達した。
 - 今回施行される一時移動停止命令が効果的に推進されるように、一時移動停止期間中に、畜産農家、系列事業者と自治体など防疫主体で農場、畜産施設や車両等の一斉消毒を実施してAI遮断防疫活動に万全を期すよう呼びかけた。